

## 夜勤を含む看護職員の負担軽減及び処遇の改善計画

医療法人弘遠会  
すずかけヘルスケアホスピタル  
病院長 久野 智彦

当院では、夜勤を含む看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資することを目的とする計画を策定し、これに基づき以下の取り組みを実施しています。患者さん・ご家族の皆様にも、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 1. 夜勤を含む看護職員・看護補助者の負担軽減及び処遇の改善に資する体制

- (1) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する責任者

病院長 久野智彦

- (2) 看護職員の勤務状況の把握等

勤務時間平均 40.0 時間

#### 2 交代の夜勤に係る配慮

- ・仮眠 2 時間含む休憩時間の確保
- ・勤務後の歴日の休日の確保
- ・月の夜勤回数を 6 回以内に制限

- (3) 多職種からなる業務負担軽減検討委員会

開催頻度：毎月 1 回程度 参加人数約 10 人程度

参加職種：医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、管理栄養士、事務職、リハビリテーション技術部職員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）

- (4) 看護職員・看護補助者の負担軽減及び処遇の改善に資する計画

- ・計画の策定
- ・職員に対する計画の周知

- (5) 看護職員・看護補助者の負担の軽減及び処遇改善に関する取組事項の公開

- ・院内掲示
- ・ホームページでの公開

### 2. 夜勤を含む看護職員・看護補助者の負担の軽減及び処遇の改善に資する具体的な取り組み内容

- (1) 業務量の調整

- ・業務内容の見直し
- ・朝のミーティングでその日ごとの人員配置を調整
- ・超過勤務、有給取得に対する業務量調査及び検証とフィードバック
- ・急な休みへの対応として当日の人員配置調整と応援体制の構築
- ・労働基準法を遵守し、勤務前残業、残業時間の調整、是正
- ・業務委託の活用
- ・業務量を把握し、部署間応援体制を整える

- (2) 多様な勤務形態の導入と維持

- ・短時間正職員
- ・常勤時給職員
- ・パート職員

- (3) 看護職員、看護補助者に対する妊娠、子育て中、介護中等ライフステージに合わせた配慮

- ・産休育休明けの受け入れ体制の推進強化
- ・介護休暇の取得（時間単位での取得も可能）
- ・子の看護休暇の取得（時間単位での取得も可能）
- ・夜勤減免制度
- ・時間差勤務（早出・遅出等）

### 3. 看護補助者の配置

- ・看護補助者研修
- ・外国人技能実習生の積極的受け入れ

### 4. 看護職員と多職種との業務分担と協働

- ・地域連携室 入院説明の実施
- ・薬剤師 病棟担当薬剤師の配置、医師指示受け、服薬指導等
- ・リハビリテーション技術部 早番・遅番の導入と病棟業務補助
- ・臨床検査技師 検査手順の説明
- ・診療放射線技師 検査の説明、撮影室までの送迎補助、検査台への移乗補助
- ・事務員 病棟クラークの常駐、事務作業・電話対応・家族対応等

### 5. 多様な勤務形態の導入

- ・時間差勤務
- ・夜勤減免
- ・時差出勤
- ・配置転換

### 6. 勤務計画の調整

- ・勤務間インターバルの確保（勤務と勤務の間隔は 11 時間以上）
- ・連続勤務日数は 5 日以内とする
- ・1 か月に 2 回以上（可能な限り土日を含めた）連体をつくる
- ・夜勤後の休息について
  - ① やむを得ず 2 回連続夜勤となった場合、概ね 48 時間以上勤務間インターバルを確保
  - ② 夜勤後のインターバルは概ね 24 時間以上の確保

### 7. 夜勤負担の軽減

夜勤翌日の休暇確保、休憩室の確保、仮眠室の確保、交代制休憩時間の指導、夜勤業務の見直し

- (1) 長時間夜勤の是正

2 交代制のため、16 時間勤務となっている。夜勤中の 2 時間の仮眠時間を確保する

- (2) シフト間隔の確保

原則として夜勤の翌日は休日とする

- (3) 月の夜勤回数の上限定

月 6 回を上限とする。上限を超えた場合、特別手当の支給を行う。

- (4) その他

- ・多職種による業務改善委員会等を活用し、業務分担について各部門からの協力を求める
- ・現場での業務が速やかに理解できるよう、新入職員の入職時研修をより充実させる
- ・看護補助者の研修を計画し、業務マニュアルを活用し各病棟での看護補助者業務がスムーズに実施できる体制をとる

### 8. 看護職員及び看護補助者のキャリア形成援助

- ・長期間研修の研修費用補助と勤務形態への柔軟な対応
- ・研修費・交通費の補助
- ・個々のスキルや成長段階、日標に合わせた教育制度
  - ① OJT
  - ② 全職種共通のラダー研修
- ・コンピテンシーモデルによる評価制度と目標設定（ジェネラリスト・専門、認定職員・管理者）

### 9. ICT 等の活用による看護業務効率化の推進と評価

- (1) 情報通信機器を用いた看護職員及び看護補助者の業務の効率化の推進と機器導入の検討
- ・見守りにおける業務の効率化
  - ・看護記録作成等の効率化
  - ・情報共有の効率化
- (2) 負担軽減の評価
- ・機器導入前後の看護職員及び看護補助者の業務量・業務時間。事務作業時間・業務負担について、年 1 回程度、定量的または定性的な調査の実施及び調査結果の周知
  - ・衛生委員会、業務負担軽減検討委員会との協働